## ア【有害物質の排水基準】-2〈暫定〉(排水基準を定める省令附則別表)

「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」については、業種によって一般基準より緩やかな"暫定排水基準"が定められており、次表の暫定排水基準値が適用されます。

項目	業種その他の区分	許容限度	適用期間
(単位 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム)ほう素及びその化合物	電気めっき業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限 る。)	30	R4.7.1~ R7.6.30
	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	40	
	金属鉱業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	100	
	下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。)を利用するものに限る。)に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	40	当分の間
	旅館業(1 リットルにつきほう素 500 ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。)	300	
	旅館業(1 リットルにつきほう素 500 ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。)	500	
(単位 ふっ素の量に関して、一リットルにつきミリグラム)ふっ素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	12	R4.7.1~ R7.6.30
	電気めっき業(1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	15	
	電気めっき業(1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるものに限る。)	40	
	旅館業(水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号。以下 「改正政令」という。)の施行の際現に湧出していなかった温泉を 利用するものであって、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 立 方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排 出するものに限る。)	15	当分の間
	旅館業(温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。)を除く。以下この欄において同じ。)を利用するものであって一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30	
	旅館業(温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。)を利用するものであって、一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50	

項目	業種その他の区分	許容限度	適用期間
び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム)(単位 アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	畜産農業(水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号) 別表第 1 第 1 号の二ロに掲げる施設を有するものに限る。)	300	R4.7.1~ R7.6.30
	畜産農業(水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号) 別表第1第1号の二イに掲げる施設を有するものに限る。)	400	
	ジルコニウム化合物製造業	350	
	モリブデン化合物製造業	1,300	
	バナジウム化合物製造業	1,650	
	貴金属製造・再生業	2,800	

## 備考

- 1 この表の左欄に掲げる有害物質の項目ごとに同表の左から2つ目の欄に掲げる「業種その他の区分」に属する工場 又は事業場が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の省令別表第1又はこの表によりその業種 その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水について は、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、特定事業場であって、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

## $\sum Ci$ · Qi

この式において、Ci、Qi及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

- Ci 当該下水道終末処理施設を設置している特定事業場(以下2において「当該下水道」という。)に水を排出する旅館業に属する特定事業場ごとの当該下水道へ排出される水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値(単位ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム)
- Qi 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常の量(単位 1日につき立方メートル)
- Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量(単位 1日につき立方メートル)
- (参考) 排水基準を定める省令(昭和46年6月21日総理府令第35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)改正概要

昭和 50 年 2 月 3 日環境庁告示第 4 号(PCB の追加、ppm を mg/L に改訂)

昭和52年8月26日環境庁告示第37号(別表解除等)

昭和 57 年 3 月 27 日環境庁告示第 42 号(分析方法全面改訂  $Cd\sim PCB$ 、 $pH\sim n$ -ヘキサン)

昭和60年5月30日環境庁告示第28号(窒素、燐の排水規制:湖沼)

平成元年 4 月 3 日環境庁告示第 18 号 (TCE・PCE 追加)

平成5年8月27日環境庁告示第65号(海域の窒素燐環境基準、同排水基準)

平成6年1月25日環境庁告示第2号(追加13物質:ジクロロメタン~セレン)

平成7年3月30日環境庁告示第20号(JIS改正に伴う検定方法の改正)

平成 13 年 6 月 13 日環境省令第 21 号(ほう素及びその化合物等 3 項目追加)

平成15年1月22日環境省令第1号(セレン、鉛の暫定排水基準の改正)

平成15年9月12日環境省令第22号(海域の窒素、燐の暫定排水基準の改正)

平成 16 年 5 月 31 日環境省令第 16 号 (ほう素及びその化合物等 3 項目の暫定排水基準の改正)

平成 24 年 5 月 23 日環境省令第 14 号 (1,4-ジオキサンの追加改正)

平成 26 年 11 月 4 日環境省令第 30 号 (カドミウム及びその化合物の暫定排水基準)

平成27年5月1日環境省令第20号(1,4-ジオキサンの暫定排水基準の改正)

平成27年9月18日環境省令第33号(トリクロロエチレンの排水基準の改正)

平成 28 年 6 月 16 日環境省令第 15 号 (ほう素及びその化合物等 3 項目の暫定排水基準の改正)

平成28年11月15日環境省令第25号(カドミウム及びその化合物の暫定排水基準の改正)

平成30年4月10日環境省令第9号(1,4-ジオキサンの暫定排水基準の改正)

令和元年 6 月 20 日環境省令第 1 号(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の改正)

令和元年 11 月 18 日環境省令第 15 号(カドミウム及びその化合物の暫定排水基準の適応期間延長)

令和4年5月7日環境省令第17号(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の改正)